

マイホーム購入をお考えの皆様へ 各種税負担の軽減制度をご存じですか？



マイホームなどの住宅（貸家やアパートを含みます）を新築した場合に発生する各種税金のうち、固定資産税、都市計画税、不動産取得税には軽減制度があります。この制度は、マイホームの新築による税負担を少しでも軽くするために設けられています。これからのマイホームプランにぜひお役立てください。なお、これらの課税根拠となる税法などは平成18年4月1日現在のものです。

- **固定資産税・都市計画税・不動産取得税について**
所有権を移転したり、家屋を取り壊したりしない限り、毎年納めていただくこととなります。例えば、今年中に土地を購入して家屋を新築すると、来年から土地・家屋ともに課税の対象となります。
- **都市計画税** 固定資産税と同じ市税の一つで、都市計画区域のうち、市の定める課税区域内に土地や家屋を所有している方に納めていただく税金です。
- **固定資産税** 市税の一つで、毎年1月1日時点で当市に土地や家屋などを所有している方に納めていただく税金です。
- **不動産取得税** 県税の一つで、土地や家屋などを取得した方に一度だけ納めていただく税金です。土地・家屋それぞれに課税され、軽減を受けるためには、申告書を提出する必要があります。
- **固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する問い合わせ先**
固定資産税、都市計画税の詳細については市庁舎1階税務課固定資産税係（☎22-1313）までお問い合わせください。
- また、不動産取得税の詳細については、宮城県大河原県税事務所課税第二班（☎0224-531313）までお問い合わせください。

■軽減制度の概要

税金の種類	軽減の基準	軽減の内容
家屋	固定資産税・都市計画税（市税）	●床面積 ・居住部分の床面積が 50㎡以上280㎡以下 ・1戸建て以外のアパートなどは1世帯当たりの床面積が 40㎡以上280㎡以下 ●その他 ・専用住宅や併用住宅（※1）、アパートなど、人が居住できる住宅。 ※併用住宅については、床面積のうち居住部分の面積が1/2以上の場合に軽減の対象となります。 ・平成20年3月までに新築された住宅
	不動産取得税（県税）	●床面積 ・居住部分の床面積が 50㎡以上240㎡以下 ※居住の用に使用する附属家と呼ばれる物置や車庫などの面積も要件に含まれます。 ・1戸建て以外のアパートなどは1世帯当たりの床面積が 40㎡以上240㎡以下 ●その他 ・専用住宅や併用住宅、アパートなど、人が居住できる住宅 ※併用住宅については、居住部分のみが軽減の対象となります。
土地	固定資産税（市税）	・小規模住宅用地（※2） ・一般住宅用地（※3）
	都市計画税（市税）	・小規模住宅用地 ・一般住宅用地
	不動産取得税（県税、※4）	・土地取得後、3年以内に要件に該当する住宅を新築した場合 ・住宅の新築後1年以内に土地を取得した場合
		課税標準額が1/6に軽減されます。 課税標準額が1/3に軽減されます。 課税標準額が1/3に軽減されます。 課税標準額が2/3に軽減されます。 45,000円または県で定める式で計算された額のいずれか高い額が軽減されます。

- ※1. 併用住宅とは、住宅の一部を事務所や店舗など、居住以外の目的で利用している住宅をいいます。
 ※2. 小規模住宅用地とは、住宅用地のうち、住宅1戸当たり200㎡までの部分のことです。
 ※3. 一般住宅用地とは、住宅用地のうち、住宅1戸当たり200㎡を超える部分のことです。
 ※4. 不動産取得税は中古住宅を取得した場合でも軽減される場合があります。

- **所得税**
住宅を新築、増築、改築したり、中古住宅を取得すると、確定申告による税の還付（住宅ローン減税）を受けられる場合があります。詳細については大河原税務署（☎0224-521202）までお問い合わせください。
- **国民健康保険税**
国民健康保険税は、加入者の所得および資産（土地や家屋にかかる固定資産税）に応じて計算されます。土地や家屋を取得した翌年度以降、その資産が計算対象となる場合があります。詳しくは、市庁舎1階税務課国民健康保険係（☎22-1313）までお問い合わせください。
- **その他の税金について**
既存の家屋を取り壊したとき
● **既存の家屋の用途を変更したとき**
例えば、店舗から貸家などの住宅に用途を変更した場合や、住宅から物置に用途を変更した場合など、税額が変更になる場合があります。詳しくは、市庁舎1階税務課固定資産税係（☎22-1313）までお問い合わせください。皆様のご協力をお願いします。

平成19年度から 小中学校で二学期制を導入します

問 学校教育課 ☎22-1342



導入の目的

平成14年度に、新しい学習指導要領・完全学校週5日制が実施されて以来、教育委員会では「確かな学力」の定着を図ることと、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむための教育活動の充実に取り組んでいます。また、豊かな人間性や社会性を育成する体験活動を充実させるため、児童や生徒に時間的なゆとりと心のゆとりを確保することが必要だと考えています。これらの課題解決の有効な方策の一つとして、「学期制検討委員会」の答申を受け、学校教育の一層の充実を図るため、平成19年度より三学期制をやめ二学期制に移行します。

導入の効果（モデル校の報告より）

- 1 **学習活動にゆとりができます**
一つの学期が長くなることにより、学びの連続性ができ、児童や生徒はじっくりと学習に取り組むことができます。授業時数が増加することで基礎基本の確認や発展学習などをより一層推進できます。
- 2 **学校生活にゆとりができます**
学校行事などを精選することで、児童や生徒は夏休みや冬休みの直前まで落ち着いて授業ができます。このため、児童生徒と教師のふれあう時間が増えます。
- 3 **学ぶ意欲が継続します**
学期の途中に夏休みや冬休みが入るため、家庭との連携を図り、得意分野を伸ばしたり、苦手な分野を補充したりする学習を進めることができます。これにより、児童や生徒の学ぶ意欲を継続させることができます。
- 4 **特色ある学校づくりが進みます**
学校では、児童や生徒の実態に合わせて、増加した時間の活用を工夫することで、特色ある学校づくりができます。
- 5 **学習の評価が充実します**
学期の長期化で、学校はより多くの資料を基に児童や生徒一人ひとりの学習状況を把握することができ、よりきめ細かい指導と多面的な評価が可能になります。

【二学期制の学期の区切り】

既にモデル校として二学期制を導入している学校のほとんどは、体育の日を含む3連休となる10月の第2月曜日までを前期（一学期）、その翌日から後期（二学期）としています。今後、教育委員会で検討し、導入までには決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前 期（1学期）						後 期（2学期）					
春休み	始業式			夏休み		終業式	始業式		冬休み		修了式
											春休み

課題と対応策

課題としては、保護者が通知表を受け取る回数が減ること、不安であるとの意見があります。この対応策としては、3者面談などの個人面談の実施、授業参観、懇談会などを通じて、学習の様子をお知らせしたいと思っています。また、学級通信や学年通信などを定期的に発行し、児童や生徒の生活や様子を伝えるなどのきめ細かな対応などを検討していきます。